ルールを守って 活発な意見交換をしましょう!

○効果的な話し合いを行うためのルール

- 1. 話し合いに積極的に参加しよう
 - ・全員が発言し、より多くの意見を出し合いましょう。
- 2. 発言はできるだけ短くまとめよう
 - ・時間内に多くの人が意見を言えるように、意見はできだだけ短くまとめましょう。1回の発言で1つの意見とすることを心がけましょう。
- 3. 他の人の意見に耳を傾けよう
 - ・他の人の意見は最後まで聞きましょう。また、自分とは異なる 意見であっても、批判せずに、その人の主張も聴いてみましょ う。
- 4. 前向きな思考で発言しよう
 - どうしたらより良くなるかという発想で考えましょう。
- ※上記の「効果的な話し合いを行うためのルール」は、東栄町ま ちづくり基本条例の条文を基に定めたルールです。

まちづくりを進めるための話合いルール

【前文】(抜粋)

- ・・・私たち一人ひとりの小さな思いや行動が、世代を超えた未来への橋渡しとなるよう、町民、 議会、行政が手を取り合ってまちづくりを推進するための仕組みとして、ここに東栄町まちづくり基 本条例を制定します。
- ◎東栄町に関わる全ての人がお互いを認め合い、一人ひとりがまちづくりの主人公として行動することを 大切にしましょう。

【関係条文】(抜粋)

(まちづくりの基本原則)

- 第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。
 - (1) 町民、議会及び行政は、それぞれの役割、権利、義務等を確認し、互いの立場を尊重します。
 - (2) 町民、議会及び行政は、互いに情報を共有します。
 - (3) 町民、議会及び行政は、積極的にまちづくりに参加し、合意形成を行い、協働します。
- ◎自分の立場だけを主張するだけでなく、それぞれの役割、権利、義務などを確認して、お互いの立場を尊重しましょう。
- ◎お互いに持っている情報を共有しましょう。
- ◎主体的にまちづくりに参加、協力し、一方的に物事を決めるのではなく、導き出した結論をお互いに確認しましょう。

(まちづくりに関する話合いの場)

- 第 14 条 町民、議会及び行政は、町民がまちづくりの主体であることを意識し、協働に参加する機会を提供するため、町民がまちづくりや共同について意見交換を行う場(以下、「話し合いの場」という。)を設けるよう努めます。
- 2 話合いの場を主催する町民、議会及び行政(以下「主催者」という。)は、目的を明らかにする等、効果的な話合いとなる運営に努めます。
- 3 主催者は、参加者に対し、互いの考えや立場を尊重して話し合うことを説明する等、活発な意見 交換がされる運営に努めます。
- 4 主催者は、参加者の意見を集約し、参加者の意見に基づき結論を得る運営に努めます。
- 5 話し合いの場に参加する町民、議会及び行政は、話し合いが円滑に進行されるよう、運営の協力に努めます。
- ◎町民がまちづくりについて意見交換を行う話合いの場を設けましょう。

≪主催者≫

- ◎話し合いの目的を明らかにして効果的な話し合いになるようにしましょう。
- ◎参加する人に対してこのルールを説明して、みんなで意見交換できる話し合いにしましょう。
- ◎参加者の意見をとりまとめ、その意見に基づき結論を出しましょう。
- ≪参加者≫
- ◎話合いの場に参加する人は、話し合いが円滑に進むように協力しましょう。